

三鷹市大沢の里水車経営農家ロゴマークすいしゃくん使用基準

(目的)

- 1 大沢の里水車経営農家を広く周知・宣伝することで、文化財に対する市民の理解を深め、地域観光や地域産業振興に資するため、三鷹市教育委員会（以下「委員会」という。）が著作権を所有するロゴマークすいしゃくん（以下「ロゴ」という。）の使用基準を定める。

(使用できる事業)

- 2 ロゴを使用できる事業は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) ロゴを使用したグッズを製作、販売、配布する事業
- (2) 大沢の里水車経営農家のPRを行う事業
- (3) 地域観光や地域産業振興に資する事業

(使用できない事業)

- 3 次の各号に該当する場合は、ロゴを使用できない。

- (1) 使用目的が明確でない場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教等に利用されるおそれがある場合
- (3) 商品の販売ルートや景品・広告等の配布先が明らかでない場合
- (4) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) 大沢の里水車経営農家の事業趣旨に著しく反するおそれがある場合
- (6) その他教育長が不相当と認める場合

(使用範囲)

- 4 使用範囲は、商品、非商品及び広報媒体とする。

(使用者)

- 5 使用者は、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 特定非営利活動法人みたか都市観光協会
- (2) その他教育長が認めたもの

(使用申請)

- 6 使用者は、ロゴ使用申請書（様式1）を教育部生涯学習課に提出するものとする。

(使用許可の決定)

- 7 使用申請があったときは、委員会はその内容を審査のうえ使用許可の可否を決定し、ロゴ使用許可書（様式2）とデータ（CD-ROM等）を交付するものとする。

(検査)

- 8 使用者は、製作物を販売（配布）する前に、教育部生涯学習課にサンプルを提出し、検査を受け、その指示に従わなければならない。

(データの返還)

- 9 使用者は製作物の完成後、別のデータ記憶装置等に複写して使用したデータをすべて消去し、交付を受けたデータ（CD-ROM等）を教育部生涯学習課に返還しなければならない。

(使用料)

10 データ (CD-ROM 等) の使用料は無料とする。

(使用許可の取消し等)

11 使用許可を受けたものが、次の各号に該当した場合は、当該許可を取り消し、又は新たな申請に係る事業の使用許可をしないことができる。

(1) 虚偽の申請により使用許可を受けたとき。

(2) 委員会の付した条件に違反したとき。

(委任)

12 この使用基準に定められていないことは、教育長が定めるものとする。

(附則)

この基準は、平成 24 年 10 月 23 日より施行する。

様式 1

年 月 日

(あて先)

三鷹市教育委員会 様

大沢の里水車経営農家ロゴマークすいしゃくん使用申請書

使用許可条件を遵守することを誓約し、下記のとおりロゴの使用を申請いたします。

記

		管理 No.	
申請者	会社・団体名 代表者名及び印 住所 電話番号 FAX番号	印	
	担当者名及びメールアドレス		@
使用範囲		商品 ・ 非商品 ・ 広報媒体	
使用品目			
使用目的			
商品予定小売価格（税込）		円	
使用（製造）開始希望日			
発売及び発行開始日			
製造及び発行部数			
発売及び発行場所			
製造及び印刷会社			

様式 2

年 月 日

(あて先)

様

大沢の里水車経営農家ロゴマークすいしゃくん使用許可書

三鷹市教育委員会
教育長

印

年 月 日付に申請いただきました大沢の里水車経営農家ロゴマークすいしゃくん使用について、下記のとおり許可いたします。

記

		管理 No.	
申請者	会社・団体名 代表者名及び印 住所 電話番号 FAX番号		
	担当者名及びメールアドレス		@
使用範囲		商品 ・ 非商品 ・ 広報媒体	
使用品目			
使用目的			
商品予定小売価格（税込）		円	
使用（製造）開始希望日			
発売及び発行開始日			
製造及び発行部数			
発売及び発行場所			
製造及び印刷会社			